

# 入院のご案内

ご入院日は

月  日  曜日  時  分です

- 入院当日は、1階総合受付カウンターにお越しください。
- ご不明な点ございましたら2階病棟までご連絡ください。

病棟直通電話：04-2942-0394

※月～金 8:30～17:00

土曜 8:30～13:00



医療生協さいたま

## 埼玉西協同病院

〒359-0002

埼玉県所沢市中富 1865 番地の 1

電話番号 04-2942-0323

FAX 番号 04-2942-0768

URL <http://nishikyoudou.mcp-saitamawest.jp/>

ISO9001・ISO14001 認証取得

日本医療機能評価機構認定

## 《 基本理念 》

一人ひとりが大切にされる医療からすこやかなまちづくりへ

## 《 基本方針 》

- 共感と共生のもとで安全・安心の医療・介護を実現します。
- 「医療生協の患者の権利章典」を実践します。
- 医療生協の健診・健康づくりを推進します。
- ディーセントワーク（働き甲斐のある人間らしい仕事〈厚生省訳〉）を実現します。
- 育ちあいのもとで、こころと知識を磨きます。
- 周りの人と手をつなぎ、すこやかに暮らせるまちづくりをすすめます。
- ひとりひとりの個性が発揮され、生きがいのある共同の社会づくりに貢献します。
- 地球環境を守り、平和共存（核兵器廃絶、軍備の廃止）を推進します。

## 1. 入院手続きについて

入院当日は、指定の時間に1階の受付までお越しください。受付係がご案内いたします。

入院手続きでは以下の物をご用意ください。

- ① 当院の受診券
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑
- ④ 入院申込書（身元保証人欄の記入が必要です）
- ⑤ 介護保険証
- ⑥ 各種受給者証（特定疾患医療受給症など）
- ⑦ 医療費の減額に関する認定証（限度額認定証）
- ⑧ 他院からの紹介状、看護サマリー、検査データ
- ⑨ 退院証明書（直近3カ月に他院へ入院されていた方）
- ⑩ 組合員証

※④の用紙は当院からお渡しします

※⑤～⑩は該当者のみ

**入院中に健康保険証などの変更や更新がありましたら、すみやかに2階スタッフステーションへご提示ください。**

## 2. 入院時の持ち物について

あらかじめお名前を記入してお持ちください。

- 通院中の病院や診療所から処方されている薬
- お薬手帳
- 衣類等（パジャマ、下着、着替え、くつ（スリッパ不可）、杖など）
- 日用品（ティッシュペーパー、TV用イヤホン、汚れもの用ビニール袋など）
- 洗面用具（コップ、歯ブラシ、石鹸、シャンプー、くし、ひげそり、入れ歯など）

**※盗難防止のため、貴重品や多額の現金の持ち込みはご遠慮ください。万一、紛失や盗難があった場合、当院は、その責任を一切負いません。**

## 3. 衣類リースのお知らせ

入院生活に必要な身の回りの品（寝間着・パジャマ・タオル類・ティッシュペーパー・シャンプー・ボディー石鹸・口腔ケア用品等）をご準備ください。ただしご希望の方には患者様、ご家族様の負担軽減の為、専門の委託業者をご紹介します（有料）

**※有料アメニティを利用された場合のご請求につきましては、専門の委託業者が行います。退院時のご請求額には含まれておりませんのでご注意ください。**

## 4. 入院費のお支払について

当院では、差額ベッド代（個室代金）は頂いておりません。病状に応じたお部屋を使って頂いております。また、入院前の保証金等もお預かりしておりません。

- 入院の清算は原則として退院日となります。**急な転院等で、退院日にご清算ができない場合は、後日ご連絡いたします。

会計取扱時間	平日	8:30~19:30	
	土曜日	8:30~16:00	※日・祝日の清算はできません。

- 入院期間が月末を超えた場合は、末日締めで計算し、翌月10日前後に職員が請求書をお部屋までお持ちしますので1週間以内にお支払ください。
- クレジットカードがご利用いただけます。
- 退院日前日に入院費概算書を病室にお届けしております。**それ以前に概算をお知りになりたい方は病棟スタッフにお声掛けください。

## 5. 診断書・証明書について

- 入院に関する診断書や証明書が必要な場合は、1階受付にお申し付けください。保険会社等の所定の用紙がある場合は、お持ちください。
- 書類の作成には3~4週間程お時間いただきます。

## 6. 個人情報の取り扱いについて

- 当院では、「医療生協さいたま個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」および「医療生協さいたまにおける個人情報の取り扱いについて」にもとづき、患者様の個人情報を取り扱っております。
- 当院では、医療事故防止のため、入院期間中はネームバンドの着用をお願いしております。また、原則として、病室及び各ベッドに氏名の掲示をさせていただいております。都合により氏名掲示を望まない場合には、病棟スタッフにお声掛けください。
- 患者様の入院の有無について、電話等でのお問い合わせがあった場合は、患者様の同意があった場合のみ、お答えいたします。
- ご本人確認のため、患者様にはフルネームと生年月日をお伺いしております。ご協力ください。

## 7. 面会について

- 面会時間は14:00~20:00までです。時間外の面会をご希望の方は病棟スタッフにご相談ください。
- 面会の際は必ずスタッフステーションにて「面会届出用紙」にご記入いただき、面会札をご着用ください。
- 健康状態のすぐれない方の面会をご遠慮ください。
- 患者様の症状によっては面会できない場合があります。
- 当院では感染上の問題から小学生以下のお子様のご面会につきましては原則お断りしております。

## 8. お食事について

- 配膳時間      朝食 8時      昼食 12時30分      夕食 18時
- お食事代      1食 360円（入院中の御食事代は保険適応外です）
- 病院の食事は治療食です。当院では持ち込み食を原則禁止しております。病状によってはご相談にのれる場合もございますので、持ち込み食を希望される方は病棟スタッフにお声掛けください。ただしアルコール類の持ち込みはできません。また、面会の方の病室でのご飲食はご遠慮ください。

## 9. 入院生活全般について

### ●起床・消灯

起床は6時、消灯は21時です。消灯後はお静かにお願い致します。

### ●入浴・洗面所

入浴は医師の許可が必要です。入浴時間は、看護師がご案内します。洗面所につきましては各部屋に備えつけてございます。ご自由に利用下さい。

### ●外出・外泊

外出・外泊については、主治医にご相談ください。主治医の許可が出ましたら、所定の届け出用紙をご提出ください。

### ●テレビ

カード式のテレビをご利用いただけます。（201号室を除く）カードは2階食堂の販売機で購入できます。購入したカードは払い戻しができませんのでご了承ください。

### ●私物洗濯

当院には私物の洗濯のための有料の洗濯機を設置しております。1回200円でご利用いただけます。

### ●電話

2階食堂の公衆電話、又は1階正面玄関脇の公衆電話をご利用下さい。なお、携帯電話のご使用は、医療電子機器への影響を防止するため、公衆電話付近でお願い致します。

### ●禁煙

当院敷地内は全面禁煙です。入院中の喫煙は固くお断りいたします。

### ●売店営業時間

売店は1階正面玄関脇にございます。

平日：午前9時～午後1時30分、午後2時～3時

土曜日：午前9時～午後1時30分

※日曜・祝日は営業していませんのでご注意ください。

## 10. 退院について

●退院は、医師の許可が必要です。

●退院時のご請求は、会計担当者が退院日当日に請求書をお部屋までお届けいたしますので、1階の会計窓口にてお支払ください。

●退院処方がある場合は、薬剤師がお部屋までお持ちし説明いたします。

●退院時はお荷物を全てお持ち帰り頂き、忘れ物がないよう、ご確認をお願いいたします。

## 11. 入院中の他医療機関の受診について

保険診療上の規定により、入院中は原則として他の医療機関への受診（検査やお薬の処方も含む）はできません。入院中にご持参のお薬が切れてしまう場合や他医療機関のご予約が入っている場合は必ず病棟スタッフにご相談ください。しかし病状により専門家への受診が必要と主治医が判断した場合は、受診を勧めることがあります。

## 12. セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは、患者様の病状に対する診断や治療方針について、患者様ご自身が納得して意思決定するための参考として、他の病院の医師の意見を求めることを言います。従って、他院に検査や治療を依頼する「紹介」とは異なるものです。

ご希望される場合は、診療情報提供書や検査データを作成し提供いたします。セカンドオピニオンを希望される方は、病棟スタッフまでお声掛けください。なお、診療情報提供書料金には1,500円（3割負担の方）、1,000円（2割負担の方）、500円（1割負担の方）の費用がかかります。また、セカンドオピニオンの診察は自費診療になりますので、病院ごとに費用が異なることをご留意ください。

## 13. カルテ開示について

カルテ開示は、患者の権利です。医療従事者と患者様の間で診療情報を共有し、更に信頼関係を深め患者様の診療への積極的な参加を保証するものです。インフォームド・コンセント（説明と同意に基づく医療）の理念や個人情報保護の考え方を踏まえております。

カルテ開示をご希望の方は病棟スタッフにお声掛けください。（※原則として患者様本人への開示となります）

## 14. 入院中の医療福祉相談について

- 退院後の生活の不安や医療費の支払いの心配、介護保険などの社会福祉制度について、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が相談をお受けいたします。また、医療安全情報相談窓口としてもご利用いただけます。
- ご相談をご希望される方は、病棟スタッフまでお知らせください。
- ご相談は無料です。

## 15. 医療制度のご案内

### 70歳未満の方へ ～高額療養費制度のご案内～

**69歳までの方**で、入院・手術などで診療費用が高額になる場合、あらかじめ『自己負担限度額に係る認定証（限度額認定証）』の交付を受けて頂き病院窓口にて提示いただくと、**患者様の窓口自己負担が一定の額までで済むようになります**。この場合、後から高額療養費の払い戻し申請をする必要はありません。

※なお、窓口自己負担額は年齢や収入に応じて定められています。

### 70歳以上の方へ ～限度額適用・標準負担額減額認定証のご案内～

**70歳以上の方**は、70歳未満の方のようにあらかじめ限度額認定証の申請を行わなくとも『高齢受給者証（保険証）』の提示のみで、**一般的に医療費は44,400円以上にはなりません**。ただし、高所得者（70歳以上で3割負担）の方、低所得者（非課税世帯）の方は例外です。低所得区分に該当する方は一般の方よりさらに低額の医療費負担となります。患者様が低所得区分に該当するかどうかの確認についてはお住まいの市役所にお問い合わせください。

※上記認定証（70歳未満：自己負担限度額に係る認定証、70歳以上：限度額適用・標準負担額減額認定証）をお持ちの方は保険証と合わせて窓口にご提示下さい。提示されない場合は適用されませんのでご注意ください。

### 【申請方法】

- \* 国民健康保険証・高齢者受給者証をお持ちの方は、**お住まいの市役所でお手続きください**。
- \* その他の保険証（組合、共済、協会健保）をお持ちの方は、各健保険者にお問い合わせ下さい。
- \* **申請に必要なものは通常、印鑑と保険証です**。保険によってその他必要なものが異なる場合がありますので、各保険者にお問い合わせください。
- \* 本人の印鑑、保険証を持参すれば、基本的に本人以外でも手続きが可能です。詳細につきましては各保険者にお問い合わせください。

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日交付	
被保険者	記号 番号
氏名	男女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
適用対象者	氏名 <b>見本</b> 男女
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
発効年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
保険者	所在地
	保険者番号
	名称及び印

『自己負担限度額に係る認定証』・『限度額適用・標準負担額認定証』は必ず当月内にご提示ください。月をまたがれてのご提示は保険請求の関係上、適用されません。その場合は、一度窓口でお支払頂き後日保険者に問い合わせ頂くようお願い致します。

また、お食事代やアメニティ代等の自費分につきましては自己負担限度額に含まれませんのでご注意くださいませ。

## 16. 患者様へのお願い

- 患者さまご自身の健康に関することは正確にお話ください。また、不安、痛み、苦しいときは我慢しないでお話下さい。
- 病室は病状により決めさせて頂いております。緊急入院や病状により、転室をお願いすることがあります。
- 携帯電話の使用は公衆電話付近でお願いします。
- 病院敷地内は禁煙です。**
- 万一、器物を破損されたときには弁償をお願いしております。
- 職員に対する謝礼等は、すべてお断りいたします。
- 入院中の患者さまの駐車場利用はご遠慮いただいております。
- 健康保険証などに変更がありましたら、すみやかにスタッフステーションにご提示ください。
- 書類（各証明書・診断書）が必要な方は1階受付にお申し込みください。
- 入院申込書をご記入ください。患者さまのご署名・ご捺印、連帯保証人の方のご署名・ご捺印をお願いします。連帯保証人の方は入院患者様と生計が別で、患者様に代わり入院に関わる一切の経費についてお願いできる方とさせていただきます。
- その他、ご不明な点は病棟スタッフにお問い合わせください。

### \* 医療生協への加入、増資のお願い \*

医療生協は、医療や介護の事業を行っている生協（生活協同組合）です。生協は一人ひとりがお金（出資金）を出し合い組合員となり、協同で運営・利用する組織です。生協への加入（出資）をすることで、生協の運営に参加したり、病院などの事業やサービスを利用することができます。

医療生協では、「お金のあるなしにかかわらず、安心安全の医療を受けたい」「患者・利用者が主人公の医療・介護サービスが欲しい」といった、くらしの中から生まれるさまざまな「医療や介護への願い」を組合員が力を合わせ実現することを目指しています。

医療生協への加入には一口1,000円以上の出資金が必要です。出資金は病院等施設を運営するための元手（資本）になります。この出資金を元手に、病院の建設資金、医療機器の購入、「差額ベッド代の心配なく入院したい」といった、組合員の要求に基づく医療を実践しています。

ぜひこの機会に医療生協への加入や増資へのご協力をお願いします。